

平成25年度柴田町議会11月会議会議録(第1号)

出席議員(18名)

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	8番	高橋たい子	君
9番	安部俊三	君	10番	佐々木守	君
11番	広沢真	君	12番	有賀光子	君
13番	水戸義裕	君	14番	舟山彰	君
15番	白内恵美子	君	16番	我妻弘国	君
17番	星吉郎	君	18番	加藤克明	君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	平間春雄	君
総務課長	水戸敏見	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	武山昭彦	君
子ども家庭課長	永井裕	君
都市建設課長	加藤秀典	君
公共工事検査監	鎌田和夫	君
災害復興対策監	畑山義彦	君

事務局職員出席者

議会事務局長	長谷川敏
主任主査	太田健博

議 事 日 程 (第1号)

平成25年11月11日(月曜日) 午前9時30分 再 会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 開催期間の決定
- 第 3 報告第10号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第 4 議案第34号 平成25年度(仮称)船迫こどもセンター新築工事(建築工事)請負契約について
- 第 5 議案第35号 平成25年度(仮称)船迫こどもセンター新築工事(電気設備工事)請負契約について
- 第 6 議案第36号 平成25年度町道富沢16号線道路改良工事請負契約について
- 第 7 議案第37号 平成24年度町道八入13号線外舗装修繕その1工事(繰越明許)請負契約について
- 第 8 議案第38号 平成24年度町道八入13号線外舗装修繕その5工事(繰越明許)請負契約について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再会

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成25年度柴田町議会11月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

また、執行部への出席要求は、議会基本条例第5条第2項の規定により必要最小限にとどめておりますことをご承知ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において11番広沢真君、12番有賀光子さんを指名いたします。

日程第2 開催期間の決定

○議長（加藤克明君） 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日と意見が一致いたしました。よって、本臨時会議の開催期間は本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日1日と決しました。

日程第3 報告第10号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

○議長（加藤克明君） 日程第3、報告第10号 専決処分の報告を行います。

町長の登壇を許します。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第10号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、平成25年8月8日に船岡南1丁目地内において発生した公用車による物損事故について和解が成立し、損害賠償額が決定したことについてのものであり、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第2項の規定により、専決処分したので報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） それでは、報告第10号専決処分の報告につきまして、内容の説明をさせていただきます。

今回の専決処分であります。平成25年8月8日に柴田町船岡南1丁目地内町道におきまして、公用車がバックした際に民家ブロック塀に接触し、塀の一部に損傷を与えたものであります。

損傷したブロック塀の修繕費用の全額を町の負担として修繕を行っております。

この費用につきましては、共済保険で対応いたしました。

事故の当事者職員及び所管課長に対しまして、事故を検証し、安全確認の徹底等より一層の安全運転に努めたところであります。

報告書3ページをお開きください。

専決処分書になります。平成25年10月22日の日付でございます。

1 和解及び損害賠償の相手方につきましては、記載のとおりです。

次に、2の和解内容及び3の損害賠償の額であります。町は相手方に対して損害賠償額8万8,200円を支払い、相手方はその余の請求を放棄するという内容となります。地方自治法第180条第2項の規定によりご報告いたします。

以上よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1回であります。

質疑ありませんか。16番我妻弘国君。

○16番（我妻弘国君） ただいまの事故の原因であります。実はきょうこれを見て、うちのほうの地区だなと見ました。8月8日ということなんですけれども、現在もう11月ですね。3カ

月たっているんですね、大体ね。全然私もわからなくて、この方ともお話ししておりました。

それで、きょう出席、課長職のほうは次の議案に対して関係がある課長さんだけが出席で、この事故に関しては知らない、わからない人が多いんじゃないかと。職員が例えばことし、何回目ですか、こういう事故。最近多くなっていると。これは、課長たちがやっぱり課内できちっと職員にこういう事故は起こさないようにと、そういう意味でも報告案件について、専決処分の報告ということなんですけれども、こういうところにはやっぱり課長が出て、出席して、終わったら退席すると。そういうことがあってもいいんじゃないかと。

例えばこれは軽微なことだからこういうふうにしたのかと。人身だったらどうするんだと。そういうことも考えたことがあるんですかね、これ。

それから、我々3カ月も知らないでいたと。やっぱり会って、私も「いや、この間どうも済みませんでした」と一言我々だって言っておけばいいんじゃないかと。全然3カ月も知らないで、私もお話なんかしていたので、何だこりゃとっております。少しこれ考える必要があるんじゃないかなと。軽微なことだから要らない、大した金額でもないからみんな出席しなくてもいいと、そういう問題ではないと私は思いますが、課長どうですか。町長にもちょっとこれは聞きたい。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） この事故が起きた直後に開きました課長会議、庁議の中で各課長さんには安全運転の徹底と事故の防止ということで話をして、理解を求めたところです。

それから、PSにも、PSとは職員用のメールのやつがあるんですけれども、その中でも最近交通事故が起きていますということで、宮城県のほうでも死亡事故が多発したということで、非常事態宣言出されましたので、それと合わせましてそういうふうな注意事項の喚起はしているところであります。よろしく願いいたします。（「金額は軽微だから、これ人身だったらどうするか、人身事故だったら課長たちは全員か」の声あり）

人身事故のときには、例えば速やかに各課長を集めて事故の報告と、それから対応等について課長会議の中で報告しているところだと思います。しています。（「議会は」の声あり）

この議会でも当然賠償請求……。

○議長（加藤克明君） 我妻議員、こちら補足いろいろとまたやりますので。

○財政課長（武山昭彦君） そのような善処、今のところそういう人身事故がないものですから、あれば当然そのような方策をとっていくように努めてまいります。

3カ月間知らないということでありましてけれども、専決処分の内容に軽微なものということ

で入っていますので、確かにお近くの方でお会いすればご挨拶程度していただければ、相手方も理解していただくのが早かったのかと思いますけれども、今後なるべく早目にそういうふうな対応はさせていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） それでは町長。担当課長が出席するのではないかということも含めまして。

○町長（滝口 茂君） ここは、もう町長の招集権はございませんで、通年議会となっておりますので、こうした案件につきまして議会からの出席要請等があれば、当然出席しなければならないというふうに思います。ですから、どの案件で出席するか、しないか、せっかくこうやって議会の配慮によりまして出席しなくなったものですから、私としてはいつでも全員が出席していいというふうに思っていた経緯がございますので、今回出席すべきかどうかにつきまして軽微、それから人身事故について一応議会と詰めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） ほかにありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 先ほどは公用車がバックしたときにブロック塀を損壊したというお話でしたが、なぜ損壊したのか、今後その事故を防ぐためにはどのような方策がとられるのかを伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 朝9時くらいだったと思うんですけども、方向変換、要するにちょっと狭い道路でもあったものですから、相手の後ろのほうに気をとられなさ過ぎたというか、両方前後確認しながら本来安全運転すればよかったですけれども、ちょっとバックし過ぎていて、後ろのほうのブロック塀にトラックの後方のほうがボンといっちゃったというふうな形で、その職員はすぐに呼んで事情説明を受けましたし、それからその事故に対して今後の注意はしたところであります。

職員の交通安全対策につきましても、春先に春の交通安全期間中に交通マナーの講習をしているところなんですけれども、より一層事故防止に向けた対応はしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

あと、今シートベルトをするようにとかいろんな車の中にもいろんなもの、シールみたいな張って、安全運転に向けては対策をとったり、それからアルコール検査もしていますし、そういうことで今後も続けていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（加藤克明君） ほかにないようですので、報告第10号専決処分の報告を終結いたします。

日程第4 議案第34号 平成25年度（仮称）船迫こどもセンター新築工事（建築工事）請負契約について

日程第5 議案第35号 平成25年度（仮称）船迫こどもセンター新築工事（電気設備工事）請負契約について

○議長（加藤克明君） 日程第4、議案第34号平成25年度（仮称）船迫こどもセンター新築工事（建築工事）請負契約について、日程第5、議案第35号平成25年度（仮称）船迫こどもセンター新築工事（電気設備工事）請負契約についての2カ件を一括議題といたします。町長の提案理由を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました、議案第34号平成25年度（仮称）船迫こどもセンター新築工事（建築工事）請負契約について及び議案第35号平成25年度（仮称）船迫こどもセンター新築工事（電気設備工事）請負契約についての提案理由を申し上げます。

（仮称）船迫こどもセンター新築工事につきましては、老朽化した船迫児童館を解体し、新たに子育て支援機能を持つ複合施設として新築するものであります。

児童を心身共に健やかに育成する場として、また夢のある建物として実施設計を行い、工事発注の準備を進めてまいりました。

なお、本工事は建築・機械・電気設備工事に分離発注するもので、既決予算に基づき建築、及び電気設備工事については10月17日制限つき一般競争入札、特別簡易型総合評価方式での入札公告を行い、11月5日に入札執行いたしました。

議案第34号につきましては、建築工事が対象となっております。

入札参加者は株式会社四保工務店、柴田土建株式会社、株式会社松浦組の3者でありました。

入札を執行した結果、株式会社松浦組と1億8,060万円で工事請負仮契約を11月7日に締結いたしました。

議案第35号につきましては、電気設備工事が対象となっております。

入札参加者は、株式会社新日電業商会、窪田電気工事株式会社、笠松電気株式会社、株式会

社加藤電設工業の4者でありました。

入札を執行した結果、笠松電気株式会社と5,741万4,000円で工事請負仮契約を11月7日に締結いたしました。

以上、2件の工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） それでは、一括議題となりました議案第34号と議案第35号の工事請負契約につきましてのご説明を申し上げます。

この2つの工事は、（仮称）船迫こどもセンター新築工事に関するもので、建築工事に係るもの、それから電気設備工事に係るもの、機械設備工事に係るものに3つに分離し発注するもので、この工事のうち、建築工事と電気設備工事の2つの工事案件につきましては、工事設計額が5,000万円を超えておりますことから、指名委員会の内規により制限つき一般競争入札として価格以外の要素と、価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式として入札の結果を報告するものであります。

最初に、入札と契約に係る内容についてご説明いたしますので、議案書1ページをお開きください。

まず、議案第34号平成25年度（仮称）船迫こどもセンター新築工事（建築工事）請負契約についてです。

入札契約の方法につきましては、制限つき一般競争入札となり、契約金額は消費税を加算して1億8,060万円となりました。契約の相手方は、株式会社松浦組が落札し、11月5日に仮契約を締結しております。

仮契約につきましては、この11月会議におきまして議決された場合のみ、地方自治法の第234条第5項の規定により、契約の効力が得られるものとなります。

入札結果についてご説明をいたしますので、別冊の議案第34号、35号関係資料、工事請負契約案件資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第34号関係資料になります。

入札と契約の方法につきましても、先ほど申し上げましたが、制限つき一般競争入札として特別簡易型総合評価落札方式としております。制限つきといたしましては、地元企業の参加に

配慮し、入札参加資格を大河原土木事務所管内の仙南の2市7町に加え、名取市、岩沼市、亶理町、山元町の2市2町を加えた4市9町に本社が所在する事業所とし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていることなどを参加の条件とし、制限を付し、さらに価格と品質の両面から総合的にすぐれた企業を確保する観点から、建設業法による県の総合評価値750点以上のAランクと言われる企業への参加を求めた結果、この町内の2者、町外業者1者の計3者の入札の参加となりました。なお、町内業者への点数制限はいたしていません。

入札者は、入札参加の申し入れのあったこの3者について、指名委員会において評価審査を行い、審査を経たこの3者全てに入札に参加をいただきました。

次に、2ページが入札結果調書になります。

入札執行日は11月5日、予定価格につきましては、設計額になります。消費税抜きで1億7,738万円、最低制限価格も同様に消費税抜きの1億4,190万4,000円となり、予定価格の8割に相当する額となります。

11月7日に仮契約を行い、工期は議決の日の翌日から平成26年3月31日となります。

落札者決定までの経過につきまして、下の段でご説明をさせていただきます。

入札者の入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にあるものを総合評価の対象といたします。今回の入札では、1番の株式会社四保工務店と3番の株式会社松浦組がこの範囲内に入り、2番の柴田土建株式会社は予定価格に達していないため、総合評価の対象外となります。

下の表で価格以外の評価項目及び評価点で、総合評価の対象となる四保工務店、松浦組の企業の施工実績、配置技術者の能力、指名停止等の処分による減点、本社所在地、災害対応等のおおのの評点を算出し、価格以外の評価点を算出します。価格以外の評価点は、四保工務店、松浦組とも10点の満点となります。この価格以外の評価点10点、価格評価点が90点の配分となり、総合評価点AプラスBの合計点が満点で100点となるものであります。

次に、価格に関する評価点として、最低入札額1億7,200万円で応札いただきました松浦組に価格評価点として満点の90点を設定し、総合評価をするもう1者、四保工務店に応札価格に応じて価格評価点を算出し、88.97と算出いたしました。価格以外の評価点との合計では、松浦組が総合評価点100点、四保工務店が98.97となります。最高評価得点者の松浦組が落札者となります。

次に、議案第35号平成25年度（仮称）船迫こどもセンター新築工事（電気設備工事）請負契約についてです。

議案書に戻っていただきまして3ページになります。

入札契約の方法につきましては、制限つき一般競争入札による契約となり、契約金額は消費税を加算して5,741万4,000円となりました。契約の相手方は、笠松電気株式会社花落札し、11月7日に仮契約を締結しております。

この仮契約につきましては、この11月会議におきまして議決された場合のみ、地方自治法の第234条第5項の規定により、契約の効力が得られるものとなります。

入札結果についてご説明をいたしますので、先ほどの議案第34号、35号関係資料の工事請負契約案件資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第35号関係資料となります。

入札と契約の方法につきましては、先ほど申し上げましたが、制限つき一般競争入札として特別簡易型総合評価落札方式としております。制限つきといたしましては、地元企業の参加に配慮し、前件の建築工事と同様に入札参加資格を大河原土木事務所管内の仙南の2市7町に加え、岩沼市、名取市、亶理町、山元町の2市2町を加えた4市9町に本社が所在する事業所としております。ほぼ前件と同様の条件、制限を付し、さらには価格と品質の両面から総合的にすぐれた企業を確保する観点から建設業法による県の総合評価値750点以上のAランクと言われる企業への参加を求めた結果、町内業者1者、町外業者3者の計4者の入札参加となりました。また、町内業者への点数制限は600点を設定しております。

入札者は、入札参加の申し入れのあった4者について、指名委員会において評価審査を行い、審査を経たこの4者の全てに入札に参加をいただきました。

次のページが入札参加調書となります。

入札執行日は11月5日、予定価格につきましては、設計額になります。消費税抜きで5,727万円、最低制限価格も同様に消費税抜きの4,581万6,000円となり、予定価格の8割に相当する額となります。

11月7日に仮契約を行い、工期は議決の日の翌日から平成26年3月31日となります。

落札者決定までの経過につきまして、下の段の表でご説明をさせていただきます。

入札者の入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲にあるものを総合評価の対象といたします。今回の入札では、4者全てがこの予定価格内の範囲内に入り、総合評価の対象となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点で、1番の株式会社新日電業商会と、2番の窪田電気工事株式会社とも企業の施工実績は5点、配置技術者の能力は2点となり、指名停止等の処分による減点はなし、本社所在地と災害対応等は0点となり、価格以外の評価点（A）の合計点

になりますけれども、7点となります。3番の笠松株式会社は、価格以外の評価点の全ての項目で、満点100点となりました。4番の株式会社加藤電設工業は、配置技術者の能力が一般の木造住宅等の電気工事の実績はあるものの、公共工事としての同等のレベルの実績がないことから0点となり、企業の施工実績のみの5点となりました。この価格以外の評価点が10点、価格評価点が90点の配分となり、総合評価点AプラスBになります。合計点の満点で100点となります。

次に、価格に関する評価点として、最低入札額5,468万円で応札いただきました3番の笠松電気株式会社に価格評価点として90点を設定し、総合評価をするもう3者に最低入札価格の笠松電気の応札金額に応じて、価格評価点それぞれを算出します。この価格に関する評価点と価格以外の評価点との合計では、笠松電気が総合評価点100点となり、最高評価得点者となる笠松電気株式会社が落札者となります。

以上で、議案第34号、35号の入札契約に係る内容についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） 次に、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（永井 裕君） それでは、ただいま議題となりました議案第34号、議案第35号工事請負契約につきまして、工事内容の詳細説明を申し上げます。

お配りしております資料、平成25年度（仮称）船迫こどもセンター新築工事をごらんください。

船迫児童館は、昭和30年に小学校の分校として建築されましたが、廃校後は地域の子育て支援を担う児童館として、長く事業を展開してまいりました。しかし、建物の老朽化は著しく、耐震化も施されていないことなどから、今回既存の建物を解体し、新築することになったものであります。

1ページですが、工事の概要になります。事業の概要です。

構造と規模になりますが、木造平屋建てで、延べ床面積は716.49平方メートルになります。完成後のイメージは、この写真のような感じになります。

事業費は、3億2,200万円、財源には森林整備加速化・林業再生事業補助金や地域の元気交付金などを充てます。

工期は、平成25年11月の契約日の翌日から、平成26年3月31日までになります。

次に、建築工事の内容としましては、既存建物の解体工事、センター本体の建築工事、自転車バイク置き場の建築工事、駐車場の舗装や区画線などの外構工事となります。

また、電気設備工事の内容につきましては、電灯設備、動力設備、受変電設備、音響設備、火災報知設備、床暖房設備等工事一式となります。

次のページをお開きください。

平面図になります。

それぞれの部屋につきましてご説明申し上げます。

図面左側の子育ての部屋と相談室から説明いたします。この部屋は、子育ての親たちが気兼ねなく遊べるスペースとしました。和室と洋室の相談室を設けました。畳の部屋は相談がないときには幼児を寝かしつける部屋として使えるようにしました。

次に、ホールと廊下等です。天井を高くしました。風と光を取り入れるようにしたことで、開放的な空間をつくり出しております。また、南側には十分な広さを備えたテラスを設置しまして、各部屋から自由に出入りできるようにしました。

事務室につきましては、1につきましては主な居室の全てが見渡せるように配置しました。また、談話コーナーを配しまして、園庭を望むことができます。

集会室は、子育て支援のための研修会や、子育てサポーターの活動の場として使用されます。

学童の部屋及び図書学習室になります。学童の部屋は、自由来館の子供たちが利用する部屋になります。

多目的ホールです。中高生の子供たちが利用する可能性もありますので、気軽に立ち寄り、軽運動ができるよう天井の高さを高くしたところであります。

最後に、駐車場はこれまでどおり建物の北側に整備します。建物入り口付近には、障がい者用の駐車場を設置いたします。

以上で、工事概要の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。

質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 秋本です。

こどもセンターについて、お聞きしたいと思います。質問と確認と2点あります。

1つは質問なんですが、前回の議会でこちらのほうから要望をした床材の件なんですが、この間我々産経のほうで白浜町へ行ってきまして、幼稚園を研修してきました。そのときに床材は杉の圧縮材を使ってたんですね。それで、幼児さんを見ると、靴で歩いているんですけど

もほとんどお座りとか、そういう形でべたっと座っている方が多いと。そういったときに、やっぱりフローリングよりも杉材の暖かいものを使ったほうが非常にいいんじゃないかという形で提案していたんですけども、それと白浜のほうの資料も一度お持ちしまして検討をお願いします。その件についてどういうふうな見解だったのか教えていただきたいと思いません。

それと、あと工事費のほうなんですけど、事業費として3億2,000万円、今回のやつを引きますと、8,300円ほど残るんですけど、これがそのほかの機械とか備品関係とかそういったものに充てられる計算なんですか。その2点だけお聞きしたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（永井 裕君） お答えします。

床材につきましては、これまで実施設計をする段階でいろいろ検討してきたところでありますが、実際に床のほうに設置する小さいお子さんが集まる子供の部屋、子育ての部屋ですか、につきましては、コルクのフローリングを使っておりますので、秋本議員のほうから一度質問ありましたけれども、それについてはいろいろ検討した結果こうなったということで、計画どおり行うということで考えております。

あと、その工事費につきましては、その他につきましては、残った分は設備工事、その他に充てるということでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。（「なし」の声あり）

ほかにございませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

床暖房はどの範囲で、全部床暖房に、どの部屋もできるのかどうか等についても伺います。

それから、玄関のところを入っての受付なんですけど、実はこの間というか議会懇談会を行った際に、生涯学習センターの受付の小窓が問題になって、それで改修するとかという話が出たんですけど、ここの受付というのはどのような形なのか、ちょっとこの設計図だけではわからないので詳しく説明をお願いします。

それから、多目的ホールは軽スポーツができるようにということなんですけど、現在どのような内容を考えているのか。

それから、器具備品について今秋本さんから出たんですけども、実際ある程度遊具や図書をどの程度というふうに、金額はもう決まっているんでしょうか。例えば図書であれば、前の児童館からの引き継ぐことはしないで、全て廃棄にしてやはり新しい本を入れたほうがいい

と思うんですね。せっかくきれいな建物に入るわけですから、よりすぐりの本を選んでほしいと思うんですけれども、そうすると最低でも1,000冊ぐらい必要なのかなと思うんですが、担当課ではどのようにお考えでしょうか。

それから、子育ての部屋はやはり遊具がとっても大事になってくると思うんですけれども、どのようなものをお考えなのか、伺います。

それから、済みません、ちょっと戻りますが図書なんですが、管理は実際には図書館も入るのか、完全に児童センターに任せてしまうのか、その横のつながりはどうなっていくのかを伺います。選書に当たってもどこが行うのか伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。5点ございます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（永井 裕君） 質問ちょっと、まず1点目なんですが、床暖房につきましては、多目的ホールとトイレと倉庫以外は床暖房が入ります。

それから、玄関入って窓口につきましては、実際船迫生涯学習センターとかの窓口というのはなかなか窓が小さいとかいろいろ不便なんですけど、そのようなことがないように窓を大きくとりまして、受け付けしやすいような窓に考えております。

多目的ホールの活用なんですけど、当面はバドミントン、天井約8メートルぐらいにしてありますので、試合とかできませんけれども、バドミントンはできると。それから卓球台。バスケットなんですけど移動式のゴールを購入してそれで対応しようかなというふうに考えております。

あとは図書ですね。図書につきましては、これまでどおり船迫児童館でやっていた体制ということで、図書館とかはこどもセンターのほうで一応管理すると、図書室ですね、いうふうになります。

蔵書とか既存の図書をそのままするか、その点はこれから検討するようになりますけれども、新しい施設なので新たに購入というか、蔵書したいと思っています。冊数につきましてはまだ決めておりません。（「遊具です」の声あり）

子供室の遊具なんですけど、これについては安全面とかいろいろありますので、業者さんとかお見えになっていろいろ内容について検討しておりますので、まだどういう遊具にするとかというのは決めておりません。以上でしょうか。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 確認ですが、床暖はそうすると廊下も全部入るということですね。わかりました。とても気持ちのいい施設になりそうで、うれしいです。

それで、図書なんですけどせっかくこうやって新しくなるときに、やはり図書館との連携というのをこの時点でつくっておくと、いい管理ができるかなと思うんですよね。どうしても、縦割りで今何でも行っていますけれども、この際連携できるような形で、そうすると本も例えば入れかえができるとか、1年に1回、2回図書館の本と入れかえたりということもできますし、ここで購入した本が図書館のほうとダブらないようにしておけば図書館のほうでも助かるということがありますから、やはり予算の有効利用ということで、きちんと連携をつくっていただきたいと思います。ほかのそうすると担当課長がいないんですが、誰が答えていただけるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（永井 裕君） お答えします。

今後の検討課題となりますけれども、書架を設置しますけれども、何冊蔵書できるかというか、雑誌によって決まってくるので、その辺は今後図書館のほう議員さんおっしゃられるように、連携してできればそういうふうなスタイルにもっていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 万が一火事の際の逃げ場所ということでちょっとお聞きしたいんですけども、特に集会室というのは周りテラスとかがあって、外に逃げられるようになっているんでしょうかね。多目的ホールとかだとちょっと私も専門家でないですけども、何か矢印が、三角書いてあるのが、これがドアとか何かになっていて出られるのかなと思うんですけども、集会室だけは一番奥のほうにある部屋で、ストレートに外に出られるようになっているかちょっと確認したいんですけども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（永井 裕君） お答えいたします。

集会室につきましては、直接外に出るような出入口はありませんので、一度廊下に出ただいて多目的ホールなり、その避難の状況に応じて避難していただくということで、集会室には外に出るような直接の入り口はないですね。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 多目的ホールは広くてそれなりに人数も多くなるんでしょうけれども、なぜ集会室にそういうストレートに外に逃げられるドアとか、非常口というんでしょうか、つ

けないんでしょうかね。私からすると一番奥にあって万が一ですよ、事務室とかほかのところで火事になった場合、玄関から逃げていくとなると、私が思ったのは廊下とか、集会室にいる子供たちとか、今言ったように事務室とかこっちの玄関に近いほうで火事になったときに、煙なんかが出たならこの集会室にいる子供たちというのは逃げるのが大変じゃないかと思えますよね。そういう意味でなぜ集会室、周辺に例えばすぐブロックがあるとかで逃げられないとかというのならわかりますけれども、多目的ホールと同じようにストレートに外に出られる出口というのをつくるのは金がかかるんですかね。ちょっとそこをもう一度お聞きしたいんですけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（永井 裕君） 実際そういう非常事態になった場合、園庭のほうに逃げてもらうようになるんですが、集会室につきましては、廊下を1つ隔てまして多目的ホールに行きますと東側のほうにもドアがありますので、西側にもありますけれども、そちらを經由して避難していただくというふうに考えておりました。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。（「なし」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。11番広沢真君。

○11番（広沢 真君） 平面図見てというか、今のほかの議員の方の質疑を聞いて思っていたんですが、多目的ホールとそれから倉庫以外は床暖房が入るということで、設備的には段階段階で情報が公開されるたびに少しずつデラックスになっているような気がするんですが、実際現行施設と比べて、床暖房というのは完全に新しい施設になるわけですけれども、その際のランニングコストと、それからそれだけ全面に床暖房を張るということは、将来的に床暖房も通常の鑑定だと10年ぐらいで全面的なメンテナンスが必要になると思うんですが、その計画も含めてどのように考えているのか。ランニングコストは、今よりもふえるのではないかと思うんですが、その部分を今どう捉えているのかということと、この構造で言うと大規模改修というのはどれぐらいのスパンで必要になってくるのかということをお伺いしたいのですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（永井 裕君） 床暖房につきましては、今回の電気式の蓄熱床暖房を採用するわけですけれども、当然今までの施設は全然暖冷房につきましても床暖房ないし、その分電気料とかその分ふえることは確実なんですけど、ある程度小さい子供さんを預かる施設ですので、快適な施設にするために今回導入したんですけれども。

今後、当然10年、15年、20年経てばその辺かかるんですが、その辺はしようがないのかなと

いうふうに考えております。

○議長（加藤克明君） もう1点、大規模改修の予定。（「要するにどのぐらいのスパンで施設の改修が必要でランニングコストとの関係で、どれぐらいスパンでメンテナンスが必要なのか」の声あり）都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 床暖房についてちょっと私どものほうの建築担当、設計のほうに携わっていましたので、私のほうから補足をさせていただきます。

今回のものにつきましては、ポンプ蓄熱、電気保安式ということで床の下に配管をして、配管の周りをコンクリートで固めるような構造になりますので、構造的にはぱっと見、永久的なものというような認識で、ちょっと私も考えておりました。

メンテナンスということで、ランニングコスト的には年間30万円ぐらい見込んだことで今回の設計に至っています。通常床を暖めるのに、いろんな電気の線を通すとか、温風をただ流した管を通すとかいろいろあるんですけども、今回は材質がP Pということで、ポリエチレン管の50ミリを床下に配管して、その周りをコンクリートで固めるんですね。そういったことからすると、構造的には永久的に壊れにくいつくりのように設計をしているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。どうぞ。

○11番（広沢 真君） 材質からすると壊れにくいようにも見えるんですが、ただ、もし仮に何らかのトラブルがあった場合に周りをコンクリートで固めるということは、コンクリートを砕いて構造自体を交換するなんていうことも想定されると思うんですが、そういうことは現時点で言うのもあれなんですが、想定されないと考えているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） コンクリートの耐用年数とかから考えれば、すぐさま壊れてすぐ直すという、そういった短スパンでの短いスパンでの交換、改修というのは考えていません。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。

ほかにございませんか。16番我妻弘国君。

○16番（我妻弘国君） お聞きします。

1点目は、建築工事のほうの入札なんですけれども、4市9町にかけた入札と、制限つき一般競争入札ということなんですけれども、うちらほうの町に登録しているのはどのぐらいの建築案件に対して対応できる業者というのはどのぐらいあるんですかね。3者ではちょっと少なくなかったんでしょうか。いや、入札の情報をいろんなところに流して参加したのが3者だけ

だったと。1億8,000万円かなり利益出てくるので、これはいいんじゃないかなと私は思ったんだけど、随分少ないなとこういうふうに関心を受けました。4市9町でどのぐらいの業者さんが登録しているのか、それをまず1つ伺います。

もう一つは、今さっき舟山議員が言われたとおり、ここにドアを1つつけたらどうでしょうか。想定外の事故というのはやっぱり考えておかなきゃならないと。そういうことで、逃げ場所とか逃げ道をつくる必要があるんじゃないかと。ふだんは施錠して外に出られなくても、万が一のときにさっと出られるということが大事なのかなと。特に小さい子供さんなんかも入りますので、そこら辺も1つ考えて、再検討をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。以上。

○議長（加藤克明君） 1点目、財政課長。2点目子ども家庭課長。初めに財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） お答えいたします。

4市9町で町内には総合建築業の許可をもらっている、特定の許可をもらっている会社が2者ございます。2者には参加いただきました。それから、ほかの町の仙南のところだと12者ございます。全部で14者になります。よろしく願いいたします。

○子ども家庭課長（永井 裕君） お答えします。

今後避難誘導の関係の経路の検討も重ねて、それも検討していきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。ほかにございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号平成25年度（仮称）船迫こどもセンター新築工事（建築工事）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第35号平成25年度（仮称）船迫こどもセンター新築工事（電気設備工事）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第36号 平成25年度町道富沢16号線道路改良工事請負契約について

○議長（加藤克明君） 日程第6、議案第36号平成25年度町道富沢16号線道路改良工事請負契約についてを議題といたします。町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第36号平成25年度町道富沢16号線道路改良工事請負契約についての提案理由を申し上げます。

このたびの道路改良工事につきましては、防災、安全、社会資本整備交付金事業にて実施する道路拡幅であります。近年の当該道路利用者の増加に伴い、車両往来等に支障を来している状況から、通行者の安全を図るため工事発注の準備を進めてまいりました。

既決予算に基づき、10月17日制限つき一般競争入札の入札公告を行い、11月5日に入札執行いたしました。

入札参加者は、株式会社四保工務店、株式会社竹有土木、株式会社畑中工務店、株式会社松浦組の4者でありました。

入札を執行した結果、株式会社松浦組と7,717万5,000円で工事請負仮契約を11月7日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。次に都市建設課長。

○財政課長（武山昭彦君） それでは、議案第36号平成25年度町道富沢16号線道路改良工事の請負契約についてのご説明をいたします。

議案書5ページをお開きください。

最初に、入札、契約に係る内容についてご説明いたします。

入札と契約の方法につきましては、制限つき一般競争入札による契約で、契約金額は消費税を加算して7,717万5,000円となりました。契約の相手方は、株式会社松浦組が落札し、11月7

日に仮契約を締結しております。

仮契約につきましては、この11月会議におきまして議決された場合のみ、地方自治法の第234条第5項の規定により、契約の効力が得られるものであります。

入札結果についてご説明をいたしますので、別冊の議案第36号関係資料、工事請負契約案件資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

入札と契約の方法につきましては、工事設計額が5,000万円を超えておりましたので、指名委員会の内規により制限つき一般競争入札としております。制限つきといたしましては、地元企業の参加に配慮し、入札参加資格を大河原土木事務所管内、仙南の2市7町に本社が所在するものとし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていることなどの参加の条件を付しております。さらに価格と品質の両面から総合的にすぐれた企業を確保する観点から、建設業法による県の総合評価値を本社を柴田町に有する場合は700点、町外の業者は800点とし、Aランクと言われる企業への参加を求めた結果、町内業者3者、町外業者1者の計4者の入札参加となりました。

入札者は、入札参加の申し入れのあった4者について、指名委員会におきまして評価審査を行い、審査を経たこの4者の全てに入札に参加いただきました。

次の2ページが入札結果調書となります。

入札執行日は11月5日、予定価格につきましては、設計額になります。消費税抜きで7,850万6,000円、最低制限価格も同様に消費税抜きの6,280万4,800円となります。予定価格の8割に相当する額となります。

工期は議決の日の翌日から平成26年3月28日となります。

入札は1回目で株式会社松浦組が7,350万円で落札し、契約金額は議案書のとおり入札価格に消費税を加算した7,717万5,000円となります。

以上で、議案第36号の入札、契約に係る内容についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） それでは、詳細の説明をさせていただきます。

お配りしています請負案件資料3ページをお開きください。

大変申しわけございません。資料の訂正をさせていただきます。

まず、平面図赤書きで施工延長932.5メートル、その下にサーチャージ盛土Aイコール1万1,700平方メートルと記入しておりますが、容積をあらわしますので、Vイコール1万1,700立

方メートルと訂正させていただきたいと思います。

あわせて、右下の工事概要、同様にサーチャージ盛土Aイコール1万1,700のところを、Vイコール1万1,700立方メートルというふうに訂正をさせていただきたいと思います。申しわけございませんでした。

それでは、3ページで説明をいたします。

今回富沢16号線については、総延長で2,600メートルありますが、今回の施工延長は赤で表示しています932.5メートルになります。サンドマット工が6,900平方メートル、先ほど申し上げましたサーチャージ盛土Vイコール1万1,700立方メートル、あと若干附帯工含めまして、今回の工事になりますが、下の標準断面図を見ていただきますと赤で着色してあるんですが、こここのところのサーチャージ盛土ということで、荷物を載せるという載荷盛土ということで、軟弱地盤処理をする際には沈下を促進をさせて安定させてから、道路をつくるという順番になるんですね。今回はこの余盛りをして沈下を促進させて道路の安定を図ってから、本来の道路の形をつくっていくということで、大きな仕事については今回の盛土の工事になります。

今回、平面図で言いますと、ナンバー63プラス17.5メートルから、ナンバー110プラス10.0メートルの932.5メートル施工いたしますが、実は残りの県道主要地方道亘理村田線の間390メートルぐらい残るんですけども、こちらについても翌年度以降一度サーチャージ盛土、余盛りをして、沈下をさせて工事に入りたいと考えています。

今回、平面図の左側になりますが、富沢に近いほうについてはこの余盛りをしないで、現道のところに腹づけということで、用地幅分土を置いて道路をつくっていく、土質が安定しているということですので、そのような施工を考えています。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号平成25年度町道富沢16号線道路改良工事請負契約について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 37 号 平成 24 年度町道八入 13 号線外舗装修繕その 1 工事（繰越明許）請負契約について

日程第 8 議案第 38 号 平成 24 年度町道八入 13 号線外舗装修繕その 5 工事（繰越明許）請負契約について

○議長（加藤克明君） 日程第 7、議案第 37 号平成 24 年度町道八入 13 号線外舗装修繕その 1 工事（繰越明許）請負契約について、日程第 8、議案第 38 号平成 24 年度町道八入 13 号線外舗装修繕その 5 工事（繰越明許）請負契約についての 2 カ件を一括議題といたします。町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第 37 号平成 24 年度町道八入 13 号線外舗装修繕その 1 工事（繰越明許）請負契約について及び議案第 38 号平成 24 年度町道八入 13 号線外舗装修繕その 5 工事（繰越明許）請負契約についての提案理由を申し上げます。

このたびの舗装修繕工事につきましては、防災・安全社会資本整備交付金事業にて実施する舗装修繕であり、経年劣化で舗装面にでこぼこや、凹凸やクラックが生じ、通行に支障を来している状況から、通行者の安全を図るため工事発注の準備を進めてまいりました。

既決予算に基づき、10 月 17 日制限つき一般競争入札の入札公告を行い、11 月 5 日入札執行いたしました。

議案第 37 号及び議案第 38 号の入札参加者は、前田道路株式会社仙台南営業所、日広建設株式会社、東北ニチレキ工事株式会社、世紀東急工業株式会社宮城営業所、東亜道路工業株式会社宮城営業所、株式会社 N I P P O 宮城統括事業所、株式会社佐藤渡辺東北支店の 7 者でありました。

入札を執行した結果、議案第 37 号につきましては、日広建設株式会社と 7,654 万 5,000 円で工事請負仮契約を 11 月 7 日に締結いたしました。議案第 38 号につきましては、株式会社 N I P P O 宮城統括事業所と 5,197 万 5,000 円で工事請負仮契約を 11 月 7 日に締結いたしました。

以上、2 件の工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） それでは、一括議題となりました議案第37号と議案第38号の工事請負契約につきましてのご説明を申し上げます。

まず、初めに議案第37号平成24年度町道八入13号線外舗装修繕その1工事（繰越明許）請負契約についてご説明を申し上げます。

議案書7ページをお開きください。

最初に、入札、契約に係る内容についてご説明いたします。

入札と契約の方法につきましては、制限つき一般競争入札による契約で、契約金額は消費税を加算して7,654万5,000円となりました。契約の相手方は、日広建設株式会社が落札し、11月7日に仮契約を締結しております。

仮契約につきましては、この11月会議におきまして議決された場合のみ、地方自治法の第234条第5項の規定により、契約の効力が得られるものであります。

入札結果についてご説明をいたしますので、議案第37号、38号関係資料、工事請負契約案件資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

入札と契約の方法につきましては、工事設計額が5,000万円を超えておりましたので、指名委員会の内規により制限つき一般競争入札としております。制限つきといたしましては、地元企業の参加に配慮し、入札参加資格を宮城県内に本社または入札及び契約行為について、本店から受任された支店もしくは営業所が所在する事業所とし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていることなどの参加の条件を付し、さらに価格と品質の両面から総合的にすぐれた企業を確保する観点から、建設業法による県の総合評価値を本社を柴田町に有する場合は650点、町外の業者は800点とし、Aランクと言われる企業への参加を求めた結果、この議案と次の議案第38号との2つの案件とも同一の町外業者7者の入札参加となりました。

入札者は、入札資格参加のあった7者について、指名委員会において評価審査を行い、審査を経たこの7者の全てが入札に参加をいただきました。

次のページが入札結果調書となります。

入札執行日は11月5日、予定価格については、設計額になります。消費税抜きで7,537万9,000円、最低制限価格も同様に消費税抜きの6,030万3,200円となります。予定価格の8割に相当する額となります。

11月7日に仮契約を行い、工期は議決の日の翌日から平成26年2月28日となります。

入札は1回目で日広建設株式会社が7,290万円で落札し、契約金額は議案書のとおり落札金額に消費税を加算した7,654万5,000円となります。

次に、議案第38号平成24年度町道八入13号線外舗装修繕その5工事（繰越明許）請負契約についてご説明をいたしますので、議案書に戻っていただきまして9ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、入札、契約に係る内容につきまして、前件の議案第38号と同様の説明内容となります。

入札と契約の方法につきましては、制限つき一般競争入札による契約で、契約金額は消費税を加算して5,197万5,000円となりました。契約の相手方としては、株式会社NIPPON宮城統括事業所が落札し、11月7日に仮契約を締結しております。

この仮契約につきましては、この11月会議におきまして議決された場合のみ、地方自治法第234条第5項の規定により、契約の効力が得られるものです。

入札結果についてご説明をいたしますので、先ほどの議案第37、38号関係資料、工事請負契約案件資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

入札と契約の方法につきましては、前件と同様に制限つき一般競争入札としております。制限つきといたしましては、議案第37号と同一の特定建設業の許可を受けていることなどの条件を付し、指名委員会において評価審査を行い、審査を経たこの7者の全てに入札に参加をいただいております。

次の3ページをお開きください。

入札結果調書となります。

入札執行日は11月5日、予定価格については、設計額になります。消費税抜きで5,062万1,000円、最低制限価格も同様に消費税抜きの4,049万6,800円となり、予定価格の8割に相当する額となります。

11月7日に仮契約を行い、工期は議決の日の翌日から平成26年2月28日となります。

入札は1回目で株式会社NIPPON宮城統括事業所が4,950万円で落札し、契約金額は議案書のとおり落札金額に消費税を加算した5,197万5,000円となります。

以上で、議案第37、38号の入札契約に係る内容についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） それでは、契約案件資料の4ページをお開きください。こちらで説明を申し上げます。

4ページにつきましては、議案第37号38号関係資料ということで、この図面、位置図の左下、こちらが議案第37号平成24年度町道八入13号線外舗装修繕その1工事でございます。こちらは、町道八入12号線13号線の2つの路線となります。右上、議案第38号平成24年度町道八入13号線外舗装修繕その5工事、こちらにつきましては4路線、槻木94号線から始まりまして、4路線合わせた工事になります。

5ページをお開きください。

こちらは、議案第37号舗装修繕その1工事の図面となります。上の部分には、平面図をそして下の部分には重立った横断図を表記しておりまして、右側に全体の工事の概要、その下には路線ごとの工事の概要というふうにお示しをしております。

今回の全体の施工延長につきましては、1151.8メートル、表層工、再生密粒度アスコン20ファイラーの5センチ、9,810平方メートル、上層路盤、路上の再生路盤ということで14センチ、17センチありますが、それぞれ3,280平方メートル6,530平方メートル、区画線合わせて2,889メートルというのが、工事の内容になります。

このところで、路上再生路盤14センチ、17センチと分かれるところあるんですけども、これはCBRということで舗装の下に砕石が入った路盤というのがあるんですけども、路盤の下に舗装全体を支える路床の部分があるんですね。その路床の支持率、強さですかね、の関係で舗装の厚さが変わるものです。全路線5センチの舗装には変わりはありません。

その下の標準横断図の中で、17センチと14センチというふうに上層路盤表記しているんですけども、ナンバーゼロからナンバー30までの区間が路床の強さが弱かったんで、強かったんですね。弱い、失礼しました。弱いと、厚くなるんです、強さを確保するために。その下の強度を高めると上の舗装圧が同じ厚さになってくるんですね。下が弱いと上の舗装圧をどんどん厚くしていかななくてはならなくなるので、それは舗装の構造的な考えと、経済比較と両方面から照らし合わせて、最適な構造にしています。失礼しました。

6ページをお開きください。

こちらは、議案第38号の関係資料になります。6ページと7ページ、これ2枚合わせまして38号の関係資料になりますので、こちらそれぞれ路線ごとに図面をつくっております。

6ページにつきましては、町道槻木94号線、こちら施工延長820.7メートル、表層工これ5センチですけども、5,760平方メートル、上層路盤が5,760平方メートル、区画線2,183メー

トルになります。

下の図面が町道槻木112号線ということで、ちょうど槻木事務所の前の通りなんですけれども、施工延長129.8メートル、表層工1,040平方メートル、不陸整正1,040平方メートル、区画線24メートルというふうになります。こちら上と下の違いですね、上のほうにつきまして、94号線につきましては、先ほど申し上げました路上再生路盤ということで、こちらは10センチになりますけれども、舗装を剥がして残ったものをかき混ぜて、セメント乳剤を加えて固めて、その上に舗装を載つけるという工事になるんですね。前の5ページでお話したのもそういった路上再生のやり方です。

槻木112号線、槻木事務所前につきましては、舗装を剥がした後に、補充材ということで下に入っている路盤材と言われるものと同質の素材のものを加えて、平らにもう一度ならしてそして5センチの表層を載せるというふうになるものです。

7ページをお開きください。

上の平面図につきましては、町道槻木139号線ということで、槻木生涯学習センター駐車場から南に向かった施工延長228.2メートルになります。表層工、不陸整正工、両方とも同じで、1,480平方メートル、区画線を45メートルということで、断面的には右側になります。再生の密粒度20フィラーを5センチということで、ここも舗装を剥がした後に、既存に入っている路盤材と同質のものを加えまして、整正不陸をとりまして、その上に5センチの舗装を載せるということです。

下の平面図、ちょうど槻木176号線になります。マルコの西側になりますね。側道になります。こちらは、施工延長143メートル、表層工、不陸整正、両方とも540平方メートル、区画線164メートルになります。こちらも舗装を剥がした後に、補充材を加えて不陸整正をとって、その上に舗装を載せるというふうな工事になります。全て合わせて、経済対策で舗装修繕ということでクラック率とわだち率、全て調査をして交付金対象になる路線になります。よろしくお願ひします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。**

質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては議案名を示して行ってください。

質疑ありませんか。11番広沢真君。

○11番（広沢 真君） 単純な疑問なんですけれども、今回の業者は町内入札業者1者もなかったもので、どうしたのかなと思っていました。再生にかかわる技術を町内の業者が持っていないから、町外の業者が来たということでしょうか。その辺はどうなのでしょう

か。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） お答えいたします。

町内の業者につきましては、2者該当する会社があったんですけども、総合建築業という
か、トータルでやっている会社でもあります。舗装というのは特殊な機材等々要するもので
から、その2者からは入札の申し込みがなくて、それで県内のこの7者が入札に応札いただ
いたということになります。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。ほかにありませんか。5番齋藤義勝君。

○5番（齋藤義勝君） 5番齋藤義勝です。

議案第38号の案件について質問いたします。

6ページに道路、済みません、槻木のほうなんですけれども、4カ所94号線、112号線、あ
とは139、176とあるんですけども、ここに一応入札金額が5,197万5,000円と出ているん
ですけども、道路前の単価というかそういうものを教えていただくわけにはいかないでし
ょうか。4件まとめてとあるんですが、道路ごとの。例えば94号線が幾ら、112号線が幾らとそれ
をお願いしたいんですけども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

ただいまの件は、4件ある工事の施工をする単価じゃなくて、それぞれの工事ごとの単価と
いう意味でよかったですか。それぞれ積算するときには、路線ごとに面積が違うので、計算を
して出しているんですけども、入札した後に請け負率で変わってくるので、それぞれの路
線の請負に見合った数字というのは、大変申しわけございません、今ちょっと手元に用意して
おりませんでした。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。

○5番（齋藤義勝君） 済みません、じゃあそれを知る手段は、どうすればいいんでしょうか。後
でお伺いに行けばいいんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

請負率でもう一度割り戻した数字を後ほど提出したいと思います。

○議長（加藤克明君） ほかによろしいですか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 1点目は議案37号と38号ともいわゆる繰越明許ですよ。契約期間がこ

ここで議決した後から来年の2月28日という寒い時期なんですけれども、なぜ今この寒い時期に舗装工事をやるようになったのかということをお聞きしたいと思います。

町民からするとまた年度末、公共工事急いで舗装工事ですから、通行どめまではしないのかもわかりません、片道通行とかでまた道路が混むようになるというような、ちょっとそういう意味でなぜ今の時期にやるようになったのかというのが1点目です。

それから、2点目、37号と38号の議案名ちょっと私見ていて、町道八入13号線外と入っていて、37号はわかるんですよ、地図見ると西住のほうとか13号と、12号と。38号というと、地図で見ると槻木のほうですよ。町道槻木94号線外というような議案名にしなかったかというか、つまりこれは補助金をもらう関係でこういうふうに1つの事業名というか、なったからこういう議案名になったんですかね。ちょっとそこを確認したいと思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

舗装の時期については、当然議員おっしゃるとおり、もう少し気候のいいときが一番望ましいんですけれども、今回繰越の大型の経済対策で、平成24年度予算ということで予算化はしましたけれども、実際は25年度になってから対象路線としては交付金事業として、県のほうから写真を示されて、こういったところが対象になるよということで路線を選定して提出しているんですね。実際工事をする前に、先ほど申し上げましたわだち率、それからわだち漏れの率、それからひび割れが補助対象の要件に満たないと対象にならないんですね。1つの路線でも全てがなるということじゃなくて、部分的に壊れているところ、壊れていないところあるので、壊れていないところを抜かなくていいので、その調査をまず路面正常調査ということで、調査をして調査をした結果に基づいて次は実施設計という設計に移ります。そういった事業の仕組みからこの時期になったということです。

それから、事業名につきましては議員おっしゃるとおり、交付金事業、対象事業が八入13号線外22路線ということで、23路線が対象になっていましたので、交付金事業の事業名と同一にさせていただきます、その1からその6ということで分割をさせていただきました。よろしくをお願いします。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○14番（舟山 彰君） 提案理由書に防災安全社会資本整備交付金事業というふうに出ているわけなんですけど、これは例えば東日本大震災の後にちょっとなったのか、復興事業の一環としてなのか、関係なく全国を対象とした補助金事業なのか、ちょっとその点だけ確認したいと思います。

ます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） お答えいたします。

社会資本総合整備事業、3月に議決いただきました国の経済対策の一環の事業でありまして、3月に平成25年度予算を24年度の補正予算として経済対策の一環として前倒しでやりますということで受けた事業であります。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。いいですか。

ほかにありますか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 秋本です。

議案の38号についてお聞きしたいと思います。

路線名は槻木の94号、112号、それと139号なんですが、この中の区画線工についてお聞きしたいと思うんですが、例えば94号については中央線、センターラインが幅7メートルについて書き入れるという形で2,183メートル入ることになっていると思うんですが、例えばその下の112号線、これは幅が8.4メートルでもっと広いんですが、センターラインがないと思うんですね。区画線とすれば24メートルだけになっているんですが、それと113号線についても同じようなことが言えるんですが、この辺の区画の書き方について基準がありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

今議員さんおっしゃいましたとおり、区画線については路線が広いところについては、当然2車線とれるところについてはセンターラインを入れることが可能です。あとは、狭いところについては外側線、外線だけ行く場合もありまして、あとは既設に明確に残っている交付金事業、補助事業等についてはあるところについては引けるとかというこういうルールもありますので、施工延長とそれから区画線の延長が必ずしもイコールということではないので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） 既存になれば、改修してもできないという考え方でいいんですね。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

先ほどの富沢16号線のように新設改良と新しい道路をつくるということだと、全線に区画

線を設けることができるんですけれども、修繕的な事業については現況にあるものというふうになります。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。ほかにありませんか。

先ほどの斎藤議員に関して、出ましたので答弁をさせます。

○都市建設課長（加藤秀典君） 先ほどの請負額に基づいてちょっとはじいてみました。槻木94号線3,988万4,250円、112号線410万1,300円、139号線581万4,900円、176号線217万4,550円です。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号平成24年度町道八入13号線外舗装修繕その1工事（繰越明許）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第38号平成24年度町道八入13号線外舗装修繕その5工事（繰越明許）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

本臨時会議に付された事件は全て終了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成25年度柴田町議会11月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

午前10時58分 休 会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年11月11日

議 長

署名議員 番

署名議員 番